

都市計画法第 3 4 条第 1 1 号及び第 1 2 号に基づく区域の変更

1. 区域の変更

法第 3 4 条第 1 1 号・・・行田市開発許可等の基準に関する条例第 3 条
法第 3 4 条第 1 2 号・・・行田市開発許可等の基準に関する条例第 5 条
第 1 項第 2 号（既存の集落）

2. 規模

	法第 3 4 条第 1 1 号	法第 3 4 条第 1 2 号
変更前	807.9ha	2,345.0ha
増減	減 0.3ha	減 7.8ha
変更後	807.6ha	2,337.2ha

※法第 34 条 11 号区域について、区域内の土地の地目が平成 18 年 9 月 1 日以前から
宅地の場合のみ 11 号扱いとなるため面積は 0.3ha の減となります。

3. 理由

行田富士見工業団地拡張地区について、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街
地整備の実施に伴い、市街化区域に編入するため区域を変更するものです。